

令和5年10月13日（金）

令和5年度地域・職域連携推進関係者会議

資料3

労働衛生行政の動向

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
産業保健支援室長 大村 倫久

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 労働安全衛生行政の実施体制について
- 労働者の健康課題について

労働安全衛生行政の実施体制

(国)

厚生労働省(安全衛生部)

労働安全衛生法令の企画・立案や、産業保健活動の推進などを行っている。

(国)

都道府県労働局 (47か所)

労働安全衛生法令に基づく指導計画の策定や、産業保健制度の運用などを行っている。

(国)

労働基準監督署 (325か所)

労働安全衛生法令に基づき、事業場に対して、指導・周知などを行っている。

(独)労働者健康安全機構

産業保健活動の支援、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、福祉事業を行っている。

産業保健総合支援センター (47か所)

都道府県毎に設置。産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っている。

地域産業保健センター (約350か所)

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。

労働災害防止計画/安全衛生を取り巻く現状①

労働災害防止計画とは

● 労働安全衛生法(第6条)に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

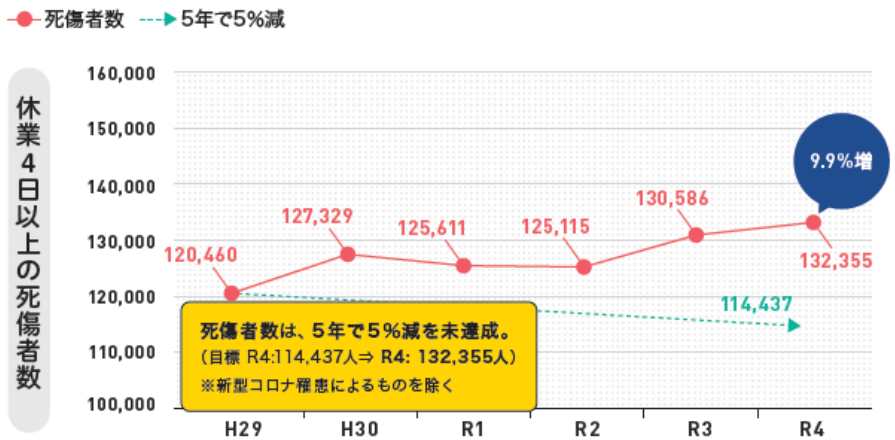
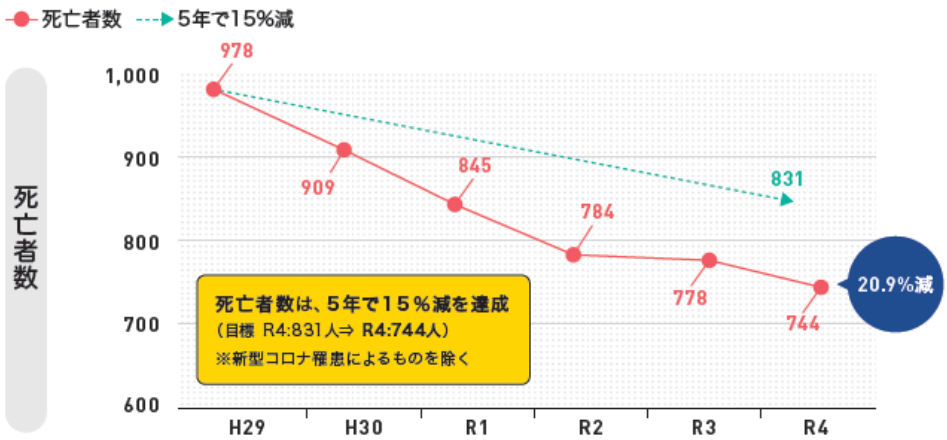
【参照条文(労働安全衛生法)(抄)】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項
その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。



1. 第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況

- 第13次労働災害防止計画では、**死亡者数の減少**を図ることができた。
- **中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が必ずしも進んでおらず**、
また、**60歳以上の労働者の割合が増加**した影響により、**死傷者数が増加**した。
また、**中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)**を占める。



CHECK 転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

安全衛生を取り巻く現状②

2. 職場における労働者の健康状態等

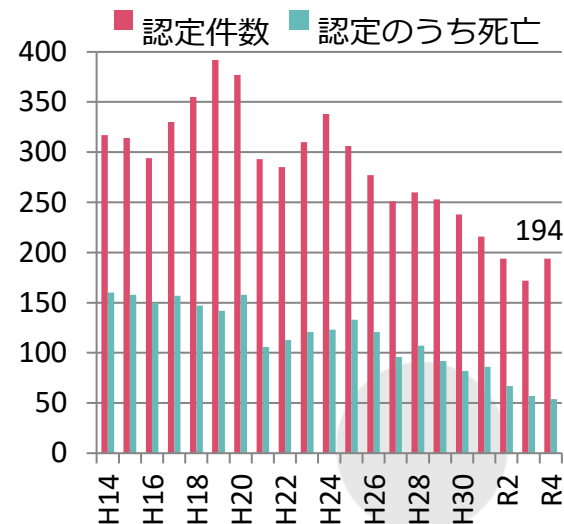
職場における傷病等を抱える労働者の現状

- **労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。**
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。^[件]
- **治療と仕事を両立**できるような**取組がある事業所は約4割。**
 - ▶ 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

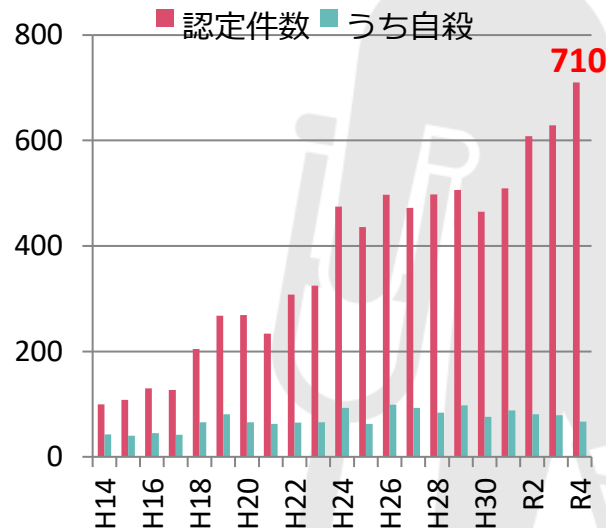
労働者の心身の健康状態

- **仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約5割。**
- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



3. 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- 化学物質(有害物)を起因物とする労働災害が年間約400件発生。
- 上記約400件の8割を占めるのは、特化則等の**個別規制の対象外**となっている物質による。よって、**事業場における自律的管理の定着が必要不可欠。**
- 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

第14次労働災害防止計画の概要

■ 令和5年(2023年)4月1日～令和9年(2028年)3月31日までの5か年計画。

【計画の方向性】

- ◆ 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。
- ◆ そのために、厳しい経営環境等様々な事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- ◆ 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- ◆ 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、厳正に対処する。

参考：第14次労働災害防止計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31063.html

※労働災害防止計画：

労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

第14次労働災害防止計画の概要

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

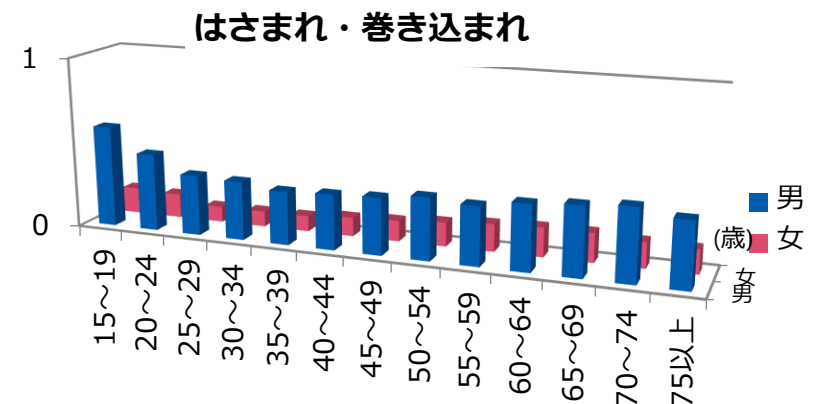
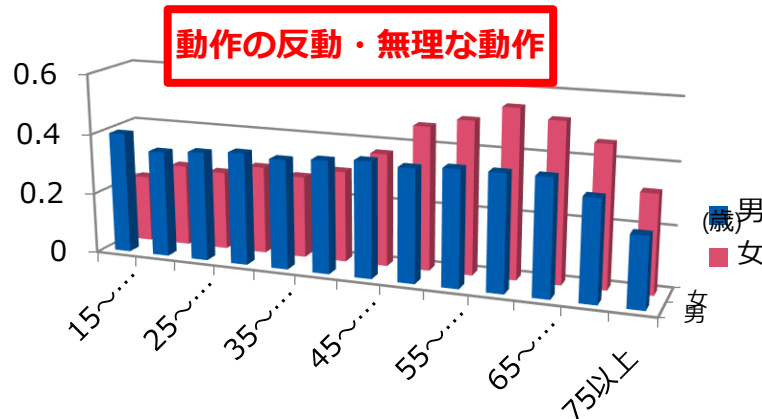
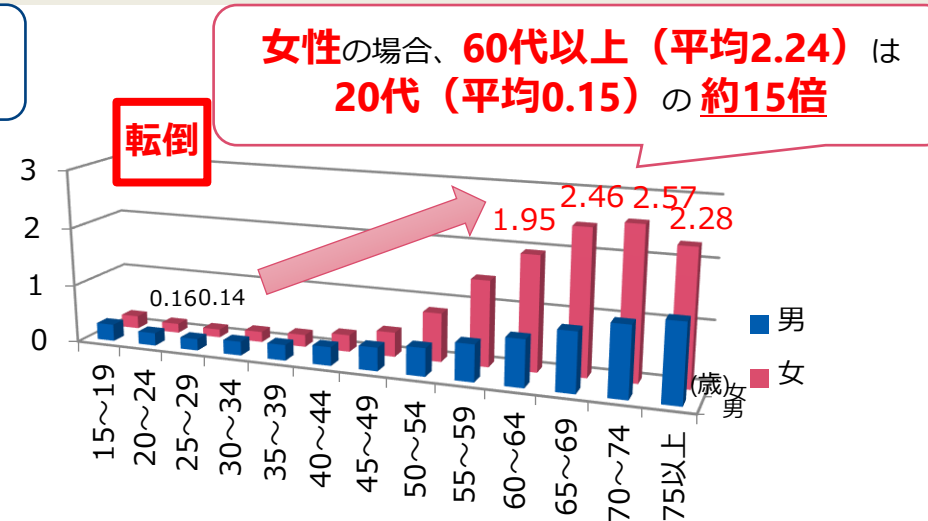
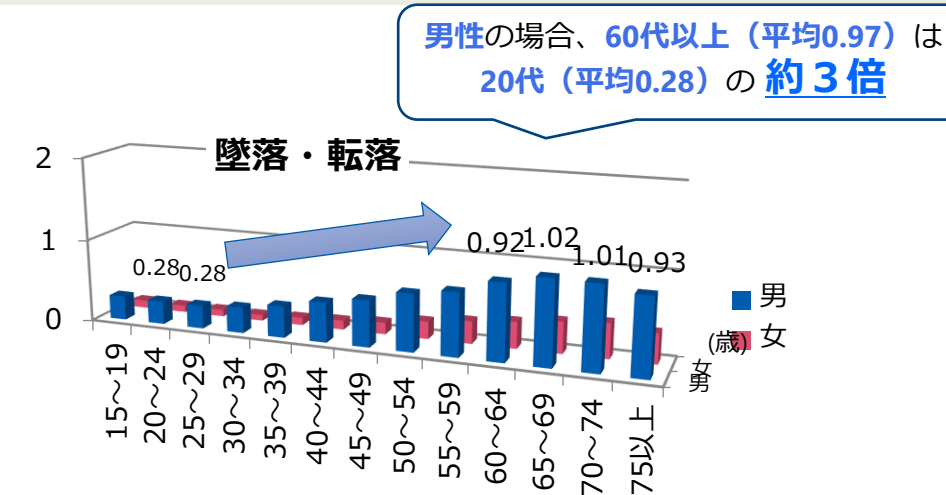
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

事故の型別毎の労働災害発生状況

■ 転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。**

■ **高年齢女性の転倒災害発生率は特に高い。**

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)



※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

重点事項ごとの具体的取組

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

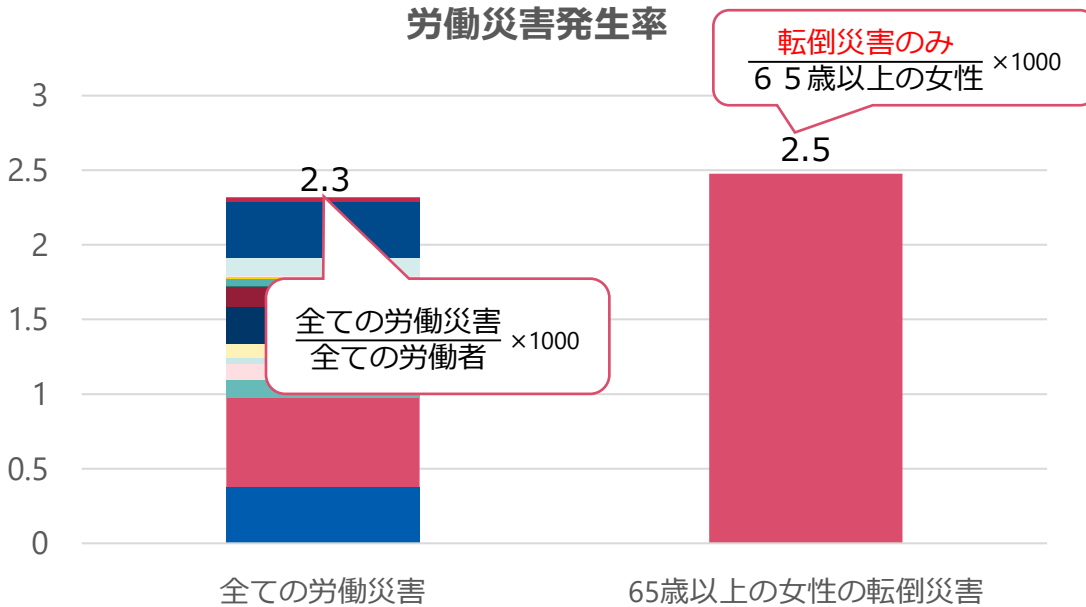
事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

①：転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、**対策を講ずべきリスク**であることを認識する。

■ 転倒災害の発生率

高年齢女性は、転倒災害の発生率だけで、全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高い。

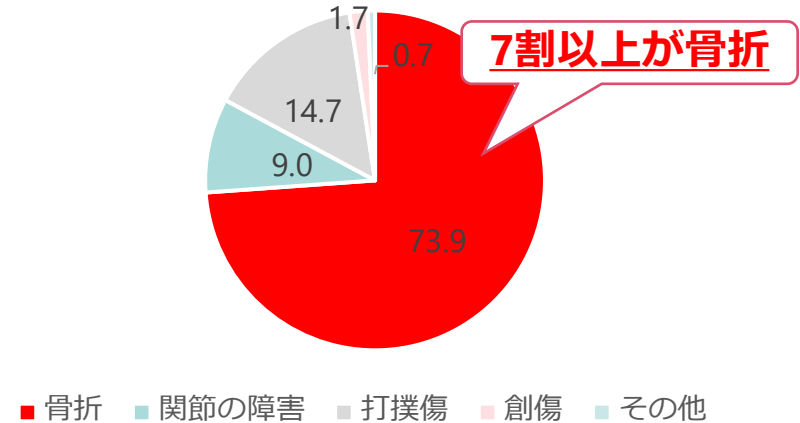
労働災害発生率



■ 転倒災害のリスク

中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。

50歳以上の女性における転倒災害の傷病性質内訳



全ての労働者の転倒災害による**平均休業見込日数は47日**（令和3年）

- 墜落、転落
- 転倒
- 激突
- 飛来、落下
- 崩壊、倒壊
- 激突され
- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ、こすれ
- 踏み抜き
- おぼれ
- 高温・低温の物との接触
- 有害物等との接触
- 感電
- 爆発
- 破裂
- 火災
- 交通事故（道路）
- 交通事故（その他）
- 動作の反動、無理な動作
- その他
- 分類不能

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、**個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）**に取り組む。

■ 転倒等リスクチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめて → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.30	1.31 ~1.40	1.41 ~1.47	1.48 ~1.66

② 座位ステレングテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめて → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48 ~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめて → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40 ~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめて → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55.1	55.1 ~90.1	90.1 ~

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめて → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84.1	84.1 ~120.1	120.1 ~

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人の中で、正面向か後ろ人の方からずりまわりますか				① 歩行能力低下
2. 両手広げて歩いて体か前傾はありますか				② 敏捷性低下
3. 突発的な事柄に対する体の反応は早いですか				③ 静的バランス低下
4. 歩行中、小さい段差に足が引っかかると、すくむ反応は早いですか				④ 動的バランス低下
5. 歩行中、小さい段差に足が引っかかると、すくむ反応は遅いですか				⑤ 静的バランス低下
6. 一歩踏み出したときに、膝が足指で支えられず、つま先で支えられる感じがしますか				⑥ 静的バランス低下
7. 膝を屈して歩くと、つま先で支えられる感じがしますか				⑦ 静的バランス低下
8. 電車に乗って、つり革につかまらずに歩くと、足が滑る感じがしますか				⑧ 静的バランス低下
9. 膝を屈して歩くと、つま先で支えられる感じがしますか				⑨ 静的バランス低下

合計点数 評価表

合計点数	評価
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
【Iの身体機能計測結果を数字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入】

身体機能計測の評価数字も、IIIのレーダーチャートに赤字で記入

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。
中災防 転倒災害防止のための身体機能向上セミナー

厚生労働省 毎日3分でできる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

重点事項ごとの具体的取組

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

健康診断情報等をデータ保存・管理し、医療保険者にデータを提供。個人情報に配慮しつつ、**保険者と連携して**、疾病予防、健康づくりなどの**コラボヘルス(*)**を実施

* 事業者が保険者と連携した健康保持増進。国は、コラボヘルス推進のための費用の一部を**エイジフレンドリー補助金**にて支援

(コラボヘルスの事例)

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、**事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策**（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を**各部門ごとに提案**することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、**喫煙率が4年間でマイナス5%**となった。

■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- 経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、**従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定**。
- その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルスの取組の活性化**を図る。

* 健康スコアリングレポートの概要

- 各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**が見える化。
- 厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し、NDB(*)データから保険者単位のレポートを作成の上、約1,400の全健保組合及び20の国家公務員共済組合に対して通知。(2018年度実績) (*) National Data Base (レセプト情報・特定健診等情報データベース)



医療費の適正化

従業員の生産性の向上

従業員等の健康増進

健康経営の推進

データヘルスの推進

コラボヘルスで保健事業の基盤を強化

職場環境の整備

保健事業の実施

事業主

健保組合

役割分担・連携

エイジフレンドリー補助金にコラボヘルスコースを新設

★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、eラーニングなども含む）
※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業態平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的アクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

エイジフレンドリー補助金にコラボヘルスコースを新設

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 〔高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。〕
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は 100万円 です。 ※2コース併せた申請の場合は、 必ず2コース同時に申請 してください。 （月を変えて別々の申請はできません） 。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

団体経由産業保健活動推進助成金の概要

事業主団体等や労災保険の特別加入団体が傘下の中小企業等や個人事業主に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の**90%(上限500万円)**(一定の要件を満たした団体は**1,000万円**)を助成(原則、1団体につき年度ごとに1回限り)

※ 産業保健活動総合支援事業費補助金(労働特会労災勘定)の一部として、(独)労働者健康安全機構において運営

対象となる産業保健サービス等

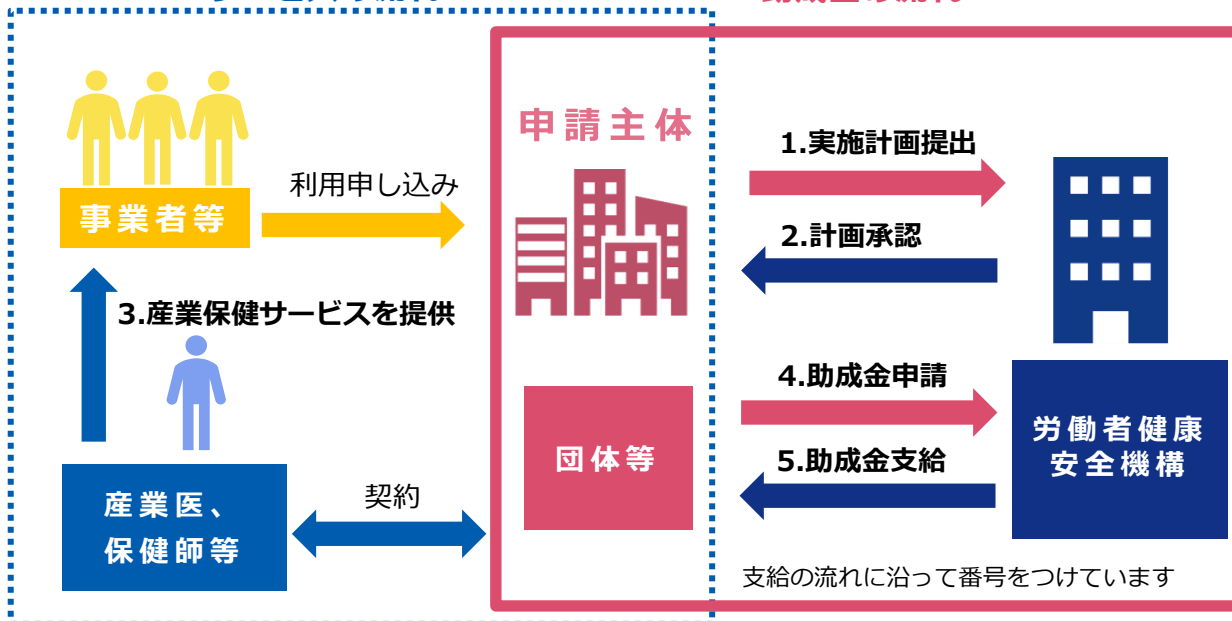
- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発**

* このほか、事務の一部を委託する費用も対象

助成の仕組み

サービスの流れ

助成金の流れ



対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たした団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第3号に掲げる者(建設業の一人親方等)の団体または同条第5号に掲げる者(芸能関係作業従事者、ITフリーランス等)の団体であって、一定の要件を満たす団体